

## 登別市公有財産売却要綱（随時）

次の登別市公有財産を随時申込みにより売却しています。

### 1 売却土地の表示（随時先着順公募）

物件 番号	所在地番	地目	面積 (㎡)	売却価格 (円)	用途地域	容積率	施設
						建ぺい 率	
1	登別市柏木町 1丁目5番1	宅地	226.50	891,000	第1種低層 住居専用地域	60	無
						40	
4	登別市中登別町 219番2	宅地	301.70	930,000	第2種中高層 住居専用地域	200	無
						60	
5	登別市登別東町 4丁目46番1外	宅地	3,796.41	8,000,000	第1種低層 住居専用地域	60	無
						40	

### 2 売却の方法

随時先着順により売却します。

### 3 売却条件等

現状による売却とし、契約締結後、土地に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わないものとします。

### 4 その他の留意事項

各種供給処理施設（ガス・上下水道等）の利用にあたっては、各供給機関と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。

本物件に地中埋設物等があった場合の撤去費用等については、買受人の負担となります。  
詳しくは、各物件番号の物件調書をご確認ください。

### 5 申し込み方法

所定の普通財産買受申請書及び誓約書に必要事項を記入のうえ持参により提出してください。（申し込み用紙及び誓約書は、市公式Webサイトからダウンロードするか登別市役所3階総務部契約・管財グループで交付しています。）

申込書には、住民票抄本（住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。法人の場合は、資格証明書（登記事項証明書））及び市税に滞納がない証明書を添付してください。

### 6 申込み受付期間及び場所

期 間 令和7年10月1日（水）から随時受付（土・日・祝日を除く）  
日 時 午前9時から午後5時30分まで  
場 所 登別市役所3階 総務部契約・管財グループ管財担当

## 7 登別市公有財産売却の申込条件

以下のいずれかに該当する方は、登別市公有財産売却に申し込むことができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方  
(参考：地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 国税、地方税（市税含む）を滞納している方
- (4) 登別市が定める契約事務規則の内容を承諾せず、遵守できない方
- (5) 別紙「土地売買契約書（案）」による契約を承諾できない方
- (6) 別紙「誓約書」に同意できない方

## 8 契約

- (1) 普通財産買受申請書を提出し、同時に契約保証金（売買代金の100分の10）を納入するものとし、市の指定する日までに契約を締結するものとします。
- (2) 買受人の事由により契約を締結しない場合には、保証金は返還しません。
- (3) 契約に要する経費（収入印紙）は、買受人の負担とします。

## 9 売買代金の支払い

売買代金は、市の指定する日までに納入するものとします。

契約した者が、契約書の各条項を履行しない場合、又は、契約を解除した場合には、契約保証

金は返還しません。

10 所有権移転登記

所有権の移転登記は、売買代金の納入が完了した時、登別市が所有権移転登記手続きを行います。

所有権移転登記等に必要な経費（登録免許税）は、買受人の負担とします。

申し込み受付・問合せ先

登別市役所総務部契約・管財グループ

管財担当 電話0143-85-1184